

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年7月22日まで縦覧に供する。

平成26年5月27日

香川県知事 浜田惠造

1 申請のあつた年月日

平成26年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人高松Recovery & Hope

斎藤 工

高松市屋島西町2479番地21

3 定款に記載された目的

この法人は、重度の精神障がい者および家族に対して、訪問相談に関する事業や職業能力に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを行うとともに、精神障がい者の社会復帰に関する調査研究、医療技術及び援助技術の開発事業等を行う。また、広く一般市民への啓発事業・相談事業、また人権擁護に関する事業を行い、保健医療福祉の増進に寄与することを目的とする。